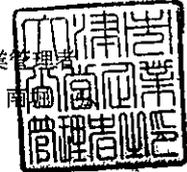


大津市企業局一般競争入札公告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び大津市企業局会計規程（昭和39年公営企業部管理規程第1号）第93条の規定により準用する大津市契約規則（昭和40年規則第35号。以下「規則」という。）第3条の規定により、次のとおり公告する。

令和8年2月20日

大津市公営企業管理課



1 競争入札に付する事項

貸付物件名	大津市企業局水道事業部浄水管理センター飲料用自動販売機設置箇所貸付
所在地	大津市柳が崎6番1号
貸付期間	令和8年4月1日から令和11年3月31日まで
貸付面積	1.10㎡（自動販売機部分 0.96㎡＋容器回収箱部分 0.14㎡） ※外形寸法 自動販売機部分（幅1.20m×奥行0.80m×高さ1.90m 以内） 容器回収箱部分（幅0.31m×奥行0.45m×高さ0.80m 以内）
貸付料	金14,769円（貸付期間総額）
最低制限手数料率	非公表
納付条件	貸付料 各年度、納入通知書により大津市企業局が指定する期日までに一括納付すること。 手数料 四半期分を、納入通知書により大津市企業局が指定する期日までに一括納付すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

入札に参加できる者は、この公告の日から開札の日までにおいて、次に掲げる全ての要件を満たす者とする。

- （1）施行令第167条の4第1項に規定する者に該当しない者であること。
- （2）会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- （3）破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがされている者又は会社法（平成17年法律第86号）に基づく特別清算開始の申立てがされている者でないこと。
- （4）「大津市建設工事等指名停止基準」、「大津市企業局建設工事等指名業者及び指名停止基準」、「大津市物品供給等指名停止基準」又は「大津市企業局物品供給等指名業者及び指名停止基準」に基づく指名停止を受けていないこと。
- （5）本入札に参加する他の入札参加者との間に次に掲げる資本関係又は人的関係がない者であること。ただし、イ（ア）にあつては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）又は民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等である場合を除く。

ア 資本関係

- （ア）親会社等（会社法第2条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）と子会社等（同条第3号の2に規定する子会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合
- （イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合
- （ウ）（ア）又は（イ）と同視し得る関係にあると認められる場合

イ 人的関係

(ア) 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

a 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

(a) 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

(b) 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

(c) 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

(d) 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

b 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

c 会社法第575条第1項に規定する持分会社の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

d 組合の理事

e その他業務を執行する者であつて、aからdまでに掲げる者に準ずるもの

(イ) 一方の会社等の役員が他方の会社等の会社更生法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(エ) (ア)から(ウ)までと同視し得る関係にあると認められる場合

(6) 次のアからカまでのいずれの場合にも該当しないこと。

ア 役員等（個人である場合にはその者その他経営に実質的に関与している者を、法人である場合にはその役員、その支店又は常時契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。

イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 営業活動に係る必要な契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

(7) 次に掲げる税等を滞納していない者であること。

ア 市町村税（本店所在地及び本市分（支店、営業所等が本市に存する場合に限る。））

イ 水道料金、下水道使用料及びガス料金（本店、支店、営業所等が本市に存する場合に限る。）

業務実績	入札公告の日から過去5年以内に、自らが管理及び運営する自動販売機を国又は地方公共団体の庁舎等に設置した実績があること。
所在地	個人の場合は大津市に住所を有し、法人の場合は滋賀県内に本店、支店、営業所又は事務所を置いている者

3 入札参加申請書等の提出について

入札に参加しようとする者は、次に掲げる書類を大津市公営企業管理者に提出し、入札参加資格の審査を受けなければならない。なお、期間内に申請書等の提出がない場合は、入札に参加することができない。

提出書類	入札要領に記載のとおり
------	-------------

提出方法	<p>次の(1)又は(2)のいずれかにより提出すること。</p> <p>(1) 郵送の場合</p> <p>郵送方法：一般書留又は簡易書留</p> <p>封筒に上記提出書類を入れ封かんし、次のア及びイのとおり記載すること。 (封書宛名等記載方法の例【別紙1】の「入札書」を「申請書」に書き換え。)</p> <p>ア 封筒の表面</p> <p>〒520-0022</p> <p>大津市柳が崎6番1号 大津市企業局浄水管理センター浄水施設課</p> <p>大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課長 宛</p> <p>申請書在中</p> <p>貸付物件名 大津市企業局水道事業部浄水管理センター飲料用自動販売機設置 箇所貸付</p> <p>所在地 大津市柳が崎6番1号</p> <p>開札日 令和8年3月24日</p> <p>イ 封筒の裏面</p> <p>入札参加者名を差出人として記載すること。</p> <p>封かん印について、申請書は不要だが入札書は必要。(【別紙1】を参照)</p> <p>(2) 持参の場合</p> <p>提出先 大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課 (柳が崎浄水場 浄水管理センター3階事務室)</p>
------	---

4 入札等の日程

手続等	期間等	備考
契約条項の閲覧	令和8年2月20日(金曜日) 9時00分から 令和8年3月24日(火曜日) 17時00分まで	(閲覧場所) 大津市柳が崎6番1号 大津市企業局水道事業部浄水管理センター3階事務室 大津市企業局水道事業部浄水管理センター浄水施設課
設計図書の閲覧及び 交付	上記と同じ	(閲覧) 上記と同じ (交付) 大津市企業局ホームページにて掲載するので、ダウンロードして入手すること。
入札参加申請書等 受付期間	令和8年2月20日(金曜日) 9時00分から 令和8年3月9日(月曜日) 17時00分まで(必着)	提出方法等については、「3 入札参加申請書等の提出について」に記載のとおり
入札参加資格の通知	令和8年3月13日(金曜日) 以降に通知する。	ただし、入札参加資格が「なし」と決定した者についてのみ、電子メールにより通知する。 <u>(参加資格のあるものに対しての通知は行わない。)</u>
入札書等の到達期限	令和8年3月23日(月曜日) 17時00分まで(必着)	(入札方法) 郵便入札による。
開札予定日時	令和8年3月24日(火曜日) 13時15分	(開札場所) 大津市企業局水道事業部浄水管理センター3階会議室

表中の期間等については、大津市の休日を定める条例（平成元年条例第67号）第1条に規定する本市の休日を除く。

5 入札保証金等に関する事項

入札保証金	規則第5条による。
-------	-----------

6 入札無効の要件

- (1) 入札に参加する資格のない者がした入札
- (2) 入札金額を訂正した入札
- (3) 入札に際し、不正の行為があったとき。
- (4) 入札書記載の金額、氏名、印影等入札要件の記載が確認できないとき。
- (5) 同一の入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
- (6) 直接担当課に持参する、郵便入札が一般書留又は簡易書留ではないなど、郵便入札の方法によらない入札、期限までに到達しなかった入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

7 入札者の資格喪失

入札者は、入札期日までにおいて次のいずれかに該当することとなったときは、入札者の資格を失うものとする。

- (1) 入札者において、仮差押、仮処分、競売、破産手続開始、会社整理開始、会社更生手続開始、特別清算開始又は民事再生手続開始の申立てがされたとき。
- (2) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、入札者の業務執行が困難と見込まれるとき。
- (3) 本件委託業務に着手、又は本件委託業務を遂行することが困難になると認められる事由が発生したとき。
- (4) その他、不正又は不誠実な行為をし、本市発注の契約の相手方として不適当であると認められるとき。

8 注意事項

落札者決定後、契約締結までの間に当該落札者が入札参加の資格喪失に該当した場合、又は指名停止を受けた場合は、当該落札者と契約を締結しない。この場合、大津市は一切の損害賠償の責を負わない。

9 その他必要な事項

入札要領に記載のとおり